

**しずおか中部連携中枢都市圏**  
**輸出拡大支援プラットフォーム構築事業（品目：農水産物）**  
**仕様書**

**1 業務目的**

国は、令和2年11月に策定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、国内農水産物の輸出額目標を2025年に2兆円、2030年に5兆円と定めた。この戦略は、この先、日本国内は少子高齢化社会がさらに進み、国内市場の縮小が想定されることを受け、国内農水産物のニーズが高まる海外に出荷することで農水産業者の経営の安定を図るものである。

2023年の農林水産物・食品の輸出額1兆4,547億円に達し、順調に輸出額は伸長している。これは近年人口増加や経済発展による富裕層の増加が目覚ましいアジア諸国の輸出額が増えていることに起因する。アジア諸国では日本国内の高品質・高付加価値な農水産物の引き合いが高まっている。

しずおか中部連携中枢都市圏を構成する静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「構成市町」という。）においても高品質・高付加価値な農水産物が生産されており、構成市町の農水産部門による協議の結果、活況である海外輸出を推進することで、生産者のさらなる所得向上を図ることとした。輸出仕向け国として、親日国であり、近年発展・成長が著しいタイ王国を選定し、構成市町が一体となったスケールメリットを活かし、高品質・高付加価値な農水産物の輸出に向けたアプローチを行う。

本業務は、仕向け国の情報収集、商談会の開催、商談会後の営業代行の実施、商談から契約締結、納品に至るまでのフォローを行うプラットフォームを構築することを目的とする。

**2 業務期間**

契約日から令和7年3月31日（月）

**3 業務内容**

次の業務を行うものとする。

なお、作業スケジュールについては、別添スケジュールを参考とすること。

ただし、会議等の開催状況により変更となる場合があるため、計画の進捗状況により適宜見直すこととする。

また、各業務の実施に際して発生する費用は、原則、すべて受託者が負担する。

**(1) 商談会の企画立案及び運営**

ア タイ王国にて、バイヤー等に向けた商談会を開催すること。

イ 商談会は令和6年11月中旬に2日間以上開催すること。

- ウ 商談会会場の手配等の調整は受託者にて行うこと。
- エ 商談先の選定及びアポイントメントをとること。
- オ 専門分野に対応可能なレベルの通訳を手配すること。

## (2) 営業業務

### ア 訪問営業

- (ア) 構成市町農水産業者の訪問営業の手配をすること。
- (イ) 営業先の選定及びアポイントメントをとること。
- (ウ) 専門分野に対応可能なレベルの通訳を帯同させること。

### イ 営業代行

- 農水産業者に代わり以下の営業代行業務を実施すること。
- (ア) 商談会に来場したバイヤーに対する後追い営業の実施。
- (イ) 商談会来場者以外のバイヤーに対する新規アプローチの実施。
- (ウ) サンプル発送の必要が発生した場合は、受託者にて行うこと。

### ウ 商談の実施

- (ア) (2) イの各業務の進捗の結果、現地バイヤーと農水産業者との商談が必要となった際は、ZOOM等を利用したオンラインミーティングを開催すること。
- (イ) 専門分野に対応可能なレベルの通訳を同席させること。

### エ フォローアップ/サポート

- (ア) 営業業務の中で現地バイヤーからの質問等が発生した際は、その内容を農水産業者にフィードバックし、質問への回答等の対応をすること。
- (イ) 取引に関する手続き（契約締結、見積書/請求書の作成、輸出時の許認可申請、各種認証取得、商品の発送等）の支援をすること。

## (3) 事前調査業務

### ア 商談会開催前に以下の内容を調査・報告すること。

- (ア) 輸出を図る農水産物と同等若しくは類似した商品を販売している店舗、価格帯、商品構成、売れ筋
- (イ) 輸出を図る農水産物に対する印象、評価、嗜好

### イ 商談会開催前に現地バイヤー等にサンプルを送付し、以下の内容に利活用し、その結果を報告すること。

- (ア) バイヤー視点における評価及び購入可能性の調査
- (イ) 商談先の選定

## (4) 資料作成業務

以下の資料を作成すること。

- ア バイヤー等に向けた商談会の企画書（農水産業者及び農水産業者の商品紹介を含む。）
- イ 各農水産業者を説明するランディングページ（商品紹介を含む。）

#### 4 業務の進め方

- (1) 本業務を行うに当たっては、受託者の知見等により随時提案を行いながら業務を行うこと。
- (2) 調査内容及び進捗状況については、構成市町と月1回程度会議を開催し情報を共有するとともに、課題を協議すること。また、速やかに議事録を作成すること。

#### 5 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

#### 6 成果物

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 業務報告書       | 2部 |
| (2) 電子データを収めたCD | 2枚 |

#### 7 その他

- (1) 商談会及び現地訪問営業について
  - ア 商談会及び訪問営業の出展者は農水産業者7者となる。
  - イ 農水産業者の他に構成市町から2名が同行する。
  - ウ ア及びイに係る渡航費は積算金額に含まなくてよい。
  - エ 出品する農水産品については、要冷凍、要冷蔵、適切な温度管理が必要となるものがあるため、サンプル発送時等農水産物を現地に発送する際には農水産業者の指示に従い、農水産物を発送、現地で保管すること（商談会後の営業代行においても同様の対応をすること）。

#### (2) 著作権

作成した編集データ（イラストなど）は、すべて委託者に帰属するものとし、これを改変して使用することができるものとする。なお、著作権が委託者に帰属する旨は、イラストレーター等に承諾を得ること。また、作成に当たっては、他の刊行物からの無断転載等著作権侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合は、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ること。

#### (3) 疑義

本仕様書に定めのない事項や疑義については、委託者と受託者が協議して決めるものとする。なお、疑義が生じた場合は、受託者は速やかに市に報告すること。